

◎新潟県告示第1110号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

氏名	住 所 (開設者の場合は施術所等の名称及び所在地)		変更年月日
高野 恵介	新	訪問マッサージ ツナグテ 長岡市十日町614番地	令和6年4月1日
	旧	訪問マッサージ ツナグテ 長岡市北山1丁目53番地9	